

7 豊 障 福 号 外
令和8年3月16日

各障害福祉サービス事業所 御中

豊川市福祉部障害福祉課長 高垣 太一

指定障害福祉サービス等に係る契約内容報告書の提出省略について（通知）

日ごろは、本市の障害者福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について（令和7年7月30日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）」に基づき、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している市町村においては、契約内容報告書の提出を省略することができることとされました。

つきましては、下記のとおり、本市への契約内容報告書の提出を一部省略とする取り扱いとしますので、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、下記連絡先までお問合せください。

記

1 対象

- (1) 指定障害福祉サービス
- (2) 指定障害者支援施設
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定地域相談支援
- (5) 指定障害児通所支援
- (6) 指定障害児相談支援

※ 指定計画相談支援および指定障害児相談支援については、契約解除の報告のみ提出を求めます。

2 取扱開始時期

令和8年4月1日

3 留意事項

- (1) 契約内容報告書の提出は省略されますが、事業所においては引き続き契約内容の記録等を適切に保存・管理していただく必要があります。

- (2) 請求明細情報により契約内容の確認ができない場合等には、契約内容報告書の提出を求める場合があります。

(連絡先)

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市福祉部障害福祉課障害福祉係

電話：0533-89-2159

FAX：0533-89-2137